

令和5年4月18日  
東京都環境局

## フードテックを活用した食品ロス削減推進事業公募要項

### 1 目的

東京都（以下「都」という。）は、令和元年に『『未来の東京』戦略ビジョン』及び「ゼロエミッション東京戦略」において、2050年までに食品ロス実質ゼロを目指し、2030年までに2000年度比（約76万トン）で食品ロス量を半減する目標を掲げました。この目標の実現に向け、多岐にわたる食品ロス削減の各施策を着実に進めていくため、令和3年3月に「東京都食品ロス削減推進計画」を策定しました。

都の食品ロス発生量は事業系に由来するものが多く、特に外食産業や小売業から発生しています。事業系食品ロスを削減するためには、フードテックを活用し、フードサプライチェーンの上流である食品の製造・加工段階でロスを発生させない仕組みを定着させ、流通・消費段階である下流までを含めたフードサプライチェーン全体を最適化する新たなビジネスモデルの創出と実装が必要になります。

本要項は、事業系食品ロスの削減が期待できる先進的な食品の製造・加工技術や、その先進的な技術をフードサプライチェーンの上流から下流までの全体に展開する新たなビジネスモデルを社会実装する事業（以下「本事業」という。）について、都と共同で実施するスタートアップ企業を募集するものです。

### 2 用語の定義

本要項における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) **食品** 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第2条第1項に規定する食品
- (2) **食品ロス** 本来食べられるにもかかわらず、生産、製造、加工、流通、販売、消費等の各段階において日常的に捨てられる食品
- (3) **事業系食品ロス** 製造業、卸売業、小売業及び外食産業から発生する食品ロス
- (4) **フードテック** 食品業界において食品の生産、加工、流通、調理、配達などのプロセスを効率化する技術の総称
- (5) **スタートアップ企業** 応募時点で創業10年未満であり、革新的な製品やサービスを扱うビジネスに取り組む企業
- (6) **フードサプライチェーン** 食品を製造し、加工、流通、販売により消費者に食品が届き、消費されるまでの一連の流れ

### 3 公募の概要

#### (1) 公募の対象

本事業に係る公募の対象は、都内における事業系食品ロスの削減を実現するための新たな仕組みや体制の構築等につながる先導的事业であって、表1左欄に掲げる先進的な技術等を検証し、同表中欄に掲げる期待される効果を達成・検証できる事業とします。

応募者は、表1に掲げる先進的な技術等を検証する事業を提案してください。ただし、関連技術が既に確立されているなど、実現性が高いものであって、令和5年度以降おおむね3年以内に、提案された仕組みや制度を構築することが可能なものに限ります。

**表1 公募の対象となる事業**

先進的な技術及び新たなビジネスモデル	期待される効果	事業例
事業系食品ロスを対象に、フードテックを活用することで、フードサプライチェーン全体を最適化し、ロス削減を実装する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新技術の活用による効果的なフードサプライチェーン全体の食品ロスの削減</li> <li>・新技術による新たな市場創出</li> <li>・新技術の認知度向上や普及促進による食品ロス削減の波及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造、加工、流通、調理等でロスになる食品、食材を加工技術等を活用した、新たなビジネスモデルの構築</li> <li>・加工済の食材により自動調理することによる調理時及び売れ残りの食品ロス削減</li> </ul>

## (2) 審査及び事業の採択

外部委員を含む委員で構成する「資源循環推進に係る技術等審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、本要項に基づき提案していただいた事業の内容を厳正に審査の上、2件程度の事業を採択する予定です。

## (3) 応募者の要件

本事業に係る公募に応募できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とします。

- ア 本事業の実施結果を踏まえ、都内において提案する取組の仕組みづくり、制度の構築を想定する者であること。
- イ 次のいずれにも該当しないものであること。
  - (ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - (イ) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定するものをいう。）
  - (ウ) 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
  - (エ) 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
- ウ スタートアップ企業であること。
  - 共同提案による応募の場合は、スタートアップ企業が参加していること

## (4) 本事業の進め方

本事業の実施に当たっては、都と4(2)による審査結果の通知を受け、本事業を実施することが決定した事業者（以下「事業実施者」という。）との間でその実施内容、方法、業務分担、費用負担等を規定する協定（以下「協定」という。）を締結します（表2参照）。

また、都の職員及び事業実施者（事業実施者が他の事業者業務の一部を委託した場合における当該委託先の事業者を含む。）の従業員によって構成する月1回程度の定例的な会議の場を設

けるとともに、事業実施者から都へ定期的に報告を受ける等、本事業の進行管理を行います。

なお、事業実施者が、他の事業者業務の一部を委託する場合には、当該委託先の事業者の名称等、当該委託する業務の内容、当該委託に係る費用等について、事前に都の承認を得ることとします。

表2 主な業務分担（例）

都	事業実施者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の実施に要する費用の一部の負担</li> <li>・ 本事業に関する助言、進行管理</li> <li>・ 実施場所を所管する区市町村や事業者団体等との調整窓口</li> <li>・ 実施事業者と連携した本事業に関する情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の実施体制の構築</li> <li>・ 本事業の実施場所の選定</li> <li>・ 本事業における他の関与者との調整</li> <li>・ 本事業の実施結果の取りまとめ</li> <li>・ 本事業の取組の実現に向けた課題等の整理</li> <li>・ 都の情報発信に対する協力</li> </ul>

#### （5）本事業に係るスケジュール

- |                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| ア 公募期間            | 令和5年5月9日（火）から5月25日（木）まで |
| イ 審査時期（プレゼンテーション） | 令和5年6月上旬（予定）            |
| ウ 審査結果通知時期        | 令和5年6月下旬（予定）            |

#### （6）本事業の実施期間

協定を締結した日から令和6年3月29日（金）まで

ただし、都が費用負担する範囲は、協定を締結した日から令和6年2月29日（木）までに支出した経費に限ります。

## 4 応募手続等

### （1）提出書類

本事業に係る公募に応募する者（以下「応募者」という。）は、次の①から⑥までの書類のうち①から②までの書類について、各参考様式を参考に作成してください。

（①及び②はMicrosoft PowerPoint2016 で表示可能な形式で作成してください。）

① から②までは作成後、電子媒体を都に提出してください。

また、添付書類として、法人の場合は③から⑤までの書類、個人の場合は⑤及び⑥の書類提出してください。ただし、共同提案による場合は、幹事会社が応募する書類を作成した上で、都に提出してください。

- ① 参考書式1 提案書 A4判（横）10枚程度
- ② 参考書式2 提案書要約 A4判（横）1枚
- ③ 法人の登記事項証明書（原本）※1
- ④ 定款又は寄附行為（写し）
- ⑤ 過去3事業年度の損益計算書及び貸借対照表又はこれらに代わる書面（写し）

⑥ 印鑑証明書（原本）※2

様式1から様式2までは、次のホームページからダウンロードすることもできます。

URL

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/recycle/tokyo\\_torikumi/foodtech.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/recycle/tokyo_torikumi/foodtech.html)

※1 共同提案による応募で幹事会社以外がスタートアップ企業の場合は、当該スタートアップ企業の登記事項証明書もご提出ください。

※2 ③から⑥はPDF化し、電子媒体で提出してください。

(2) 提出方法

(3) の東京共同電子申請・届出サービスにより提出してください。

(3) 提出先

<東京共同電子申請・届出サービス>

URL <https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1677807888326>

(4) 公募期間（受付期間）

令和5年5月9日（火曜日）から5月25日（木曜日）まで（必着）

5 提案された事業内容に関する審査等

(1) 審査方法

審査委員会において、応募者から提案された事業の内容について、表3左欄に掲げる審査項目ごとに当該右欄に掲げる審査の視点から総合的に審査を行います。

なお、提案された事業の内容に関するプレゼンテーションを15分以内で実施していただきますので、2(5)イの日の前々日（土日祝日を除く。）までにプレゼンテーションの資料（スライド10枚程度）の電子データを提出してください。ファイル形式はPDF又はMicrosoft PowerPoint2016で表示可能な形式とします。提出方法については、記録媒体（CD-R、SDカード）やメール、ファイル転送サービスなど特に指定しませんが、方法によっては容量制限やセキュリティ対策のため都において正しく受領出来ない場合があるため、余裕をもってご対応ください。

表3 審査項目及び審査の視点

審査項目	審査の視点
事業企画の妥当性	・提案内容が新技術を活用したフードサプライチェーン全体を適正化するビジネスモデルとなっているか等の本事業の趣旨・目的に適合しているか。 ・これまでにない先進性の高い（独自性のある）取組か。
事業の効果	・提案された取組により、事業系食品ロスの削減について定量的かつ高い効果が得られるものか。 ・都内で事業を定着させた後、他エリア、他事業者への有意な影響の拡大が期待されるか。
履行の確実性	・事業の目的や内容、経費が明確になっており、本事業を実施するために十分な組織及び体制を確保しているか。

	・本事業の実施後に波及できる取組内容か。
--	----------------------

## (2) 提案された事業の採択・審査結果の通知

審査委員会において、(1)による審査を行った上で提案された事業の採択を行います。審査の結果は、応募者全員に対して書面により個別に通知します。

## 6 実施計画書の提出・協定の締結

事業実施者は、4(2)の審査結果の通知により提案した事業が採択されたときは、当該通知を受けた後速やかに、本事業の実施計画書を作成し、都に提出し、協議することとします。その際、都から当該実施計画書の内容について助言等を行う場合があります。

都との協議が整い次第、都と事業実施者との間で協定を締結します。

## 7 事業成果物

### (1) 事業成果物の提出

事業実施者は、令和6年3月18日(月)までに、令和6年2月29日(木)までの本事業の実施結果を記載した書類(以下「事業成果物」という。)を都に提出することとします。

事業成果物を提出する際は、電子媒体1部(WordとPDFを収めたもの)を都に提出してください。

### (2) 事業成果物の取扱い

事業成果物に係る全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、都に帰属します。

また、事業成果物は、次に掲げる情報が含まれる場合を除き、公開とします。

ア 個人情報(東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号)第2条第2項に規定するものをいう。)

イ 公にすることにより、特定の法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるもの

## 8 事業費の支払等

### (1) 事業費用

都は、令和6年2月29日(木)までの本事業の実施に要する経費のうち別表に掲げる経費について、本事業の完了後に事業実施者に交付します。ただし、1事業につき15,000千円を上限とします。

なお、支出した経費に千円未満の端数が生じる場合にあっては、その端数金額を切り捨てるものとします。

### (2) 支払等

ア 支払時期

支払時期は、事業成果物提出後とします。

#### イ 支払額の確定方法

本事業の完了後、6（1）により事業実施者から提出していただく事業成果物、支払を証する資料等に基づき、支払額を確定します。支払額は、協定で定めた金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の額の合計となります。

このため、支払額の確定に当たっては、令和6年3月18日（月）までに、契約書（写し）及び領収書（写し）、振込明細書その他の支払を証明できる書類等を都に提出してください。

#### 9 その他

本事業の公募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

#### 10 公募全般に関する問合せ先

本事業の公募に関するお問合せは、次の担当宛てに電話又は電子メールにてお願いします。ただし、審査の経過等に関するお問合せには応じられません。

東京都環境局資源循環推進部計画課

「フードテックを活用した食品ロス削減推進事業」担当

電話番号（直通）：03-5388-3474

電子メール：S0000635@section.metro.tokyo.jp

別表（８（１）関係）

種別	使途内容
旅費	本事業の実施に必要な都及び本事業に係る他の関与者との打合せ、業界団体の調整、官公署への申請等のための出張に係る旅費（支給対象者は本事業に従事する者、外部専門家等とする。）
リース料	本事業の実施に必要な物品や機械・設備のリース又はレンタルに要した経費
保守料	本事業の実施に必要な物品や機械・設備の保守に係る経費
工事費	本事業の実施に必要な物品や機械・設備の導入に係る工事費
通信運搬費	本事業の実施に必要と判断される郵便物の送付、物品の輸送、電子情報の送付等に必要経費（郵便代、運送代等、プロバイダー使用料、回線使用料など）
消耗品費	本事業の実施に必要な筆記用具その他の各種消耗品の購入に係る経費
広告料	新聞・雑誌の広告掲載料、電車・バス等の広告掲示料、スライド映写料、折り込み広告料、電光ニュース、宣伝カー等による広告料など
賃借料	本事業の実施に必要な備品の賃借に係る経費
印刷製本費	本事業の実施に必要な各種資料作成に係る費用、チラシ・パンフレット等の製作（企画、デザイン、製作等）に係る経費
補助人件費	本事業の実施に必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
外注費	本事業の効果検証等調査費、各種コンサルティング料
進行管理費	事業の進捗状況の管理、事業成果物作成に係る経費（日本標準産業分類上経営コンサルタント業に属する事業者が事業実施者として実施するものに限る。）
謝金	外部専門家等への謝礼金
保険料	本事業の実施に伴い新たに加入する保険に要する経費
その他	その他本事業において特に必要と考えられる経費
<p>ただし、次に掲げる経費については、都が交付する事業費用の対象としない。</p> <p>一 人件費（補助人件費を除く。）その他本事業の完了後においても必要となる経常経費</p> <p>二 本事業の実施に必要と認められない経費</p> <p>三 領収書等により支払の事実が確認できないもの</p> <p>四 本事業の実施期間外に使用した経費（協定を締結した日以前及び原則として令和6年3月1日以降に使用した経費）</p> <p>五 既に国、地方公共団体等により別途、補助金、委託費等が支給されているもの又は支給が予定されているもの</p>	